

営業時間短縮要請を行う施設一覧

【期間】 令和3年3月15日0時～3月21日24時

【区域】 京都市域

カテゴリー	対 象	要請内容
飲食店、喫茶店 ※食品衛生法における飲食営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5時から21時までの営業時間短縮 ・ 酒類の提供は11時から20時30分まで ・ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底
	喫茶店(カラオケ喫茶含む)	
	その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設	
遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店	キャバレー	
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	
	ダーツバー	
	パブ	
	サロン	
	ホストクラブ	
	ディスコ	
	出会い系喫茶	
	カラオケボックス	
ライブハウス		
お茶屋(お座敷)		

※下記の施設のうち、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設は、特措法に基づく要請対象になります。

カテゴリー	対 象
劇場等	劇場
	観覧場
	プラネタリウム
	映画館
	演芸場
集会場 又は公会堂	集会場
	公会堂
	貸会議室
	文化会館
展示場	展示場
	多目的ホール
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)
	旅館(集会の用に供する部分に限る。)
運動・遊技施設	体育館
	屋内・屋外水泳場
	ボウリング場
	スケート場
	スポーツジム
	ホットヨガ、ヨガスタジオ
	ゴルフ場
	ゴルフ練習場
	バッティング練習場
	陸上競技場
	野球場
	テニス場
	弓道場
	マージャン店
パチンコ屋	

	ゲームセンター
	ビリヤード場
	射的場
	囲碁・将棋所
	テーマパーク
	遊園地
博物館、美術館又は図書館	博物館
	美術館
	図書館
	科学館
	記念館
	水族館
	動物園
	植物園
1,000㎡を超える広さの物品販売業を営む店舗 1,000㎡を超える広さの サービス業を営む店舗	ペットショップ(ペットフード売場を除く)
	ペット美容室(トリミング)
	宝石類や金銀の販売店
	住宅展示場
	古物商(質屋、リサイクルショップを除く)
	金券ショップ
	古本屋
	おもちゃ屋、鉄道模型屋
	囲碁・将棋盤店
	DVD/ビデオショップ・レンタル
	アウトドア用品、スポーツグッズ店
	ゴルフショップ
	土産物店
	旅行代理店(店舗)
	アイドルグッズ専門店
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)

まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)
スーパー銭湯
サウナ
エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)
整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)
日焼けサロン
脱毛サロン
タトゥースタジオ
占い
写真屋・フォトスタジオ
美術品販売
展望室